



五城目町では、不妊・不育治療費の助成を行っています！



不育症治療費の助成について

五城目町では、不育治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、不育症治療費の助成を行っています。

【対象となる治療】

不育症治療に要した費用(入院時ベッド代、食事代等治療に直接関係のない経費を除く)を
1年度5万円までを助成

【対象となる方】

- 不育治療を行っている医療機関の専門医により不育症と診断され、その治療を受けている方
 - ご夫婦(事実婚含む)で、婚姻後1年以上経過している方
 - 妻が申請日において、1年以上前から五城目町内に住所を有する方
 - 夫及び妻の双方が町税等を滞納していない方
- ※申請の際に納税証明書等の提出は求めませんが、町で納税状況を確認させていただきます。

【申請期限】

治療が終了した日の属する年度内

※治療中であっても、申請年度内にかかった費用を申請期限までに申請してください。

【提出書類】

- ① 五城目町不育治療支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 五城目町不育治療医療機関証明書(様式第2号)
- ③ 不育治療を行った医療機関発行の領収書
- ④ 夫婦それぞれの住民票 ※町内の方は、無料交付申請に同意することで免除

申請年度末まで治療を行う場合など、申請に関してご不明な方は、下記までお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

五城目町役場 健康福祉課
TEL 018-852-5180